

留意すべき主な事項

(法令等の遵守)

「最先端・次世代研究開発支援プログラムの補助事業者（当該事業の遂行に責任を負う研究者、以下「補助事業者」という。）」は、補助事業の遂行に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）など、関係する法令等の規定を遵守しなければならない。

(補助事業者の責務)

補助事業者は、補助金等が国民から徴収された税金等でまかなわれるものであることに留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

(補助金等の管理)

補助事業者は、採択された補助事業において定める要件に従い、所属する研究機関を通じ、適切に補助金等の管理及び諸手続を行うこと。

(直接経費の公正かつ効率的な使用)

- 補助事業者は、直接経費（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。））の公正かつ効率的な使用に努め、他の用途への使用並びに採択された補助事業において定める要件に反する使用をしてはならない。
- 補助事業者及び所属する研究機関は、採択された補助事業において定める要件に従い、物品費、旅費、人件費及び謝金、その他の費目ごとの経費について適切に管理しなければならない。
- 研究者等の雇用にあたっては、所属する研究機関を当事者として、勤務内容、勤務時間等を明確にした雇用契約を締結するとともに、勤務状況を把握し、適切に勤務管理を行わなければならない。

(その他)

- 補助事業者は、研究活動における不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや研究結果等の捏造や改ざん及び盗用）が行われることもしくは関与することがあってはならない。
- 補助事業者または所属する研究機関は、補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類の全てを研究期間終了後も保管すること。
- 不合理な重複または過度の集中を排除するため、複数の競争的資金を受給する場合は、次の事項に該当しないものであること。
 - ・ 次世代プログラムの研究課題も含め、同一の研究課題が採択され、競争的資金が不必要に重ねて配分されること。
 - ・ 研究内容が異なる場合においても、補助事業者に配分される研究費の全体が効果的及び効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の競争的資金の配分を受けること。